別記(第３条関係)

蓄電池の仕様

(1)　蓄電池パッケージ

蓄電池部(初期実効容量１．０ｋＷｈ以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※　初期実効容量は、ＪＥＭ規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※　システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

(2)　性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

ア　初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「ＪＥＭ１５１１　低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること)

イ　定格出力

認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、ｋW、MWのいずれかとする。

ウ　出力可能時間の例示

①　複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(ｈ)の積で規定される容量(Ｗｈ)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

②　購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表

示すること。出力の単位はW、ｋW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が１０分未満の場合は、１分刻みで表示すること。出力可能時間が１０分以上の場合は、５分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、ｋW、MWのいずれかとする。

エ　保有期間

補助金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者(購入設置者)は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者(購入設置者)へ注意喚起がなされていること。

オ　廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。

※　【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

カ　アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。

キ　蓄電池部安全基準

①　リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「ＪＩＳ　Ｃ８７１５－２又はＩＥＣ６２６１９」に準拠したものであること。

※　平成２８年　3月末までに、平成２６年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「ＳＢＡ　Ｓ１１０１：２０１１(一般社団法人電池工業会発行)とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「ＪＩＳ　Ｃ８７１５－２」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

②　リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成２６年４月１４日消防庁告示第１０号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。

(3)　蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

蓄電システム部が「ＪＩＳ　Ｃ４４１２」に準拠したものであること。

※　「ＪＩＳ　Ｃ４４１２」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第九」に準拠すること。

※　平成２８年３月末までに、平成２６年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「ＪＩＳ　Ｃ４４１２」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

(4)　震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

蓄電容量１０ｋＷｈ未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※　第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、ＩＥＣＥＥ－ＣＢ制度に基づく国内認証機関(ＮＣＢ)であること。

(5)　保証期間

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が１０年以上の蓄電システムであること。

※　蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※　当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。

※　メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※　蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※　ＪＥＭ規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が１．０ｋＷｈ未満の蓄電システムは対象外とする。